

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育委員会事務局学務課	
分類番号	Ⅲ-2-01	枝番号
公約の内容	○地方創生臨時交付金を迅速、効果的に使い、国の支援がいきわたらない事業者や困窮世帯を直接支援する。これを活用して、給食の経費上昇分は公費で賄い、給食費の値上げはストップします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	Ⅲ-1-06①と同じ。
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部経理課
------	--------

分類番号	Ⅲ-2-02	枝番号
公約の内容	○2020年よりスタートした杉並区公契約条例は大きな前進です。杉並区が発注する土木契約には労働者等の適正な労働条件の確保などを目的に適応されます。事業者、労働者一人ひとりに公契約条例の周知徹底のために区が積極的な役割を果たします。同じように公契約条例を持ち先進的に周知徹底を行っている世田谷区から学びます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	世田谷区をはじめとする、公契約条例実施自治体に労働者への周知の取組について調査を行うとともに、事業者団体等から、現状の周知状況や要望について聞き取り、より一層の周知徹底の方策を検討する。
	期間	今年度中
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部経理課	
分類番号	Ⅲ-2-03	枝番号
公約の内容	○公契約条例を土木以外の杉並区との契約に拡大適応できる道を検討します。杉並区の仕事をする末端の委託労働者も含めて、時給1500円以上にすることをめざします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	杉並区公契約条例は、土木工事を含む工事又は製造等の請負契約に加え、業務委託契約のうち一定の条件を満たすもの、及び指定管理協定についても適用対象としている。 労働報酬下限額の設定については、区の附属機関である杉並区公契約審議会の答申を受けて区が決定しており、都の最低賃金や他区の動向も踏まえ、段階的な引き上げを図っていく。
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	

<p>その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)</p>	<p>内容</p>	<p>○杉並区公契約審議会への影響 労働報酬下限額については、事業者団体関係者・労働団体関係者・学識経験者で構成されている「杉並区公契約審議会」（区長の附属機関）の答申を受け、区長が定めることとなっている。公契約審議会では、他区の動向や会計年度任用職員の給料額等を参考に労働報酬下限額を答申しており、その考え方や答申内容を区がコントロールすることはできない。</p> <p>○発注価格の増加に伴う予算増 条例の対象となる契約の拡大や労働報酬下限額の大幅な増額を行った場合、これに応じて委託の発注価格を増額することが求められ、大幅な予算の増額が必要である。</p> <p>○賃金のアンバランス 事業者は、杉並区の仕事だけを受注しているわけではなく、他自治体や民間からの仕事も請け負っている。そうした中で、区の労働報酬下限額を大幅に引き上げた場合、同一の事業所において杉並区の仕事に従事する労働者には高い賃金を支払い、杉並区以外の仕事に従事する労働者にはそれよりも大幅に安い賃金を支払うことはバランスを欠くことになり、事業者が対応に苦慮することが想定される。</p>
---	-----------	--

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部人事課	
分類番号	Ⅲ-2-04	枝番号
公約の内容	○杉並区の関連職場で働いている非正規労働者ができる限り長く安定的に働けるように制度改善をおこないます。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	会計年度任用職員の勤務条件について、他自治体の状況等も踏まえ検討を行い、組合との十分な協議を重ねた上で、その結果を令和5年11月の公募（令和6年4月1日採用）に反映させる。
	期間	～令和5年10月
区民等の意見聴取	方法	区民意見聴取の手続きが必要な政策等に該当しないため不要。
	時期	
予算措置	内容	公募によらない任用回数の撤廃のみの改正であれば不要（会計年度任用職員の数が増える訳ではないため。）
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区会計年度任用職員の任用等に関する規則
	内容	公募によらない任用回数を撤廃する場合、第3条第5項の規定「5回を限度とする。」を改正する必要がある。 他の勤務条件の改正を行うこととした場合は、該当する例規等の整備を行う。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】なし 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○総務省マニュアルでは、会計年度任用職員の採用については「均等な機会の付与を行うこと」が要請されており、就労機会を広く提供する義務がある。 ○再度の任用回数の上限を撤廃する場合、毎年実施する人事評価を現在より厳格に適用する必要が生じる。その結果、再度の任用回数が5回未満となるケースも発生する。 ○23区では、18区が更新回数を設定しており、国、東京都においてもそれぞれ2回、4回と回数の設定をしている。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-05	枝番号
公約の内容	○民間賃貸住宅に暮らす低所得者を対象にした家賃補助制度を創設します。高齢者、ファミリー世帯だけでなく、若年単身者も含めたすべての低所得者（例えば都営住宅の入居収入基準の15万8千円以下）を対象とします。すでに23区のうち12区では高齢者やファミリー世帯への家賃・住宅関連費の助成制度があります。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	目的、規模、対象世帯などを他自治体の事例なども参考にしながら検討する。
	期間	未定
区民等の意見聴取	方法	実施しない。
	時期	—
予算措置	内容	おもに内部検討によるものなので、予算措置は要しない。
	時期	—
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	新規制定
	内容	目的、補助対象者、補助内容詳細等を要綱等により規定することが考えられる。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】なし 【内容】実施内容によっては、実行計画に記載する可能性はある。なお、杉並区住宅マスタープランでは、個別の事業を細かく規定していないことから、記載はしない。
	時期	未定
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する補助メニューによっては、国や都へ実施に向けた相談を要する。 ・杉並区居住支援協議会が関わる内容になれば、杉並区居住支援協議会での議論、決議（その場合、会則の改正や会議増に伴う人件費の増を要検討）を要する。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-06	枝番号
公約の内容	○誰もが住み続けられる街にするため、杉並区居住支援協議会が実施している各事業を強化します。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-07	枝番号 ①
公約の内容	○低い家賃で住める住宅が不足しています。区営住宅を増築して確保します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	区営住宅では単身用住宅が少なく単身世帯約270戸が家族用住宅に居住しているため、子育て世帯等へ十分に住宅が供給されないなど、施設の有効活用がされていません。杉並区マスタープラン改定の際に、区営住宅を建替えて単身用住宅を増設するなどの改築等の方向性を整理し、建替候補団地等を検討します。
	期間	令和4年度～令和6年度まで
区民等の意見聴取	方法	建替えを実施する場合は、杉並区営住宅長寿命化計画に建替事業を追加する改定を行う際、パブリックコメントを行う必要となる場合が考えられます。
	時期	令和7年度以降
予算措置	内容	杉並区営住宅長寿命化計画の改定業務委託の経費等
	時期	令和7年度以降
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	区営住宅改築検討会設置要綱
	内容	区営住宅の改築についての基本的事項、その他、区営住宅の整備に関すること
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区区立施設再編整備計画 【内容】杉並区営住宅長寿命化計画を踏まえた改築等の方向性の整理、建替候補団地等の検討
	時期	未定
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-07	枝番号 ②
公約の内容	○低い家賃で住める住宅が不足しています。住宅を借り上げて確保します。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画 【内容】高齢者住宅の提供 353戸（うち277戸の借上）
	時期	令和4年度以降
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	区営住宅（高齢者住宅）では13団地を民間から借り上げて運営します。住宅の借上げは、公営住宅に適合する住宅の確保が難しく、10年～20年ごとに行われる賃貸借契約の更新が建物所有者の意向に左右されることが想定され、また賃借料負担も過大となります。そのため、新規の借上げは実施せず、現行の高齢者住宅で20年の借上契約後、10年間の再借上契約を行い、一部について再々借上げを実施しています。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-07	枝番号 ③
公約の内容	○入居基準を緩和し、単身者でも外国籍の方でも入居できるようにします。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	<p>高齢単身者の方は高齢者住宅の単身用住宅に応募できます。</p> <p>しかし、区営住宅では全921戸のうち単身用住宅が20戸（2%）となっていますので、単身用住宅に空き室が生じた場合、家族用住宅に居住している単身世帯（約270世帯）を転居させなくてはなりません。そのため区営住宅条例上は単身者（60歳以上）の方は入居申請ができますが、新規募集は行っておりません。</p> <p>外国籍の方は、2年間の区内居住期間等の申込資格を満たす場合は日本人と同様の扱いとなっています。</p>

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-07	枝番号 ④
公約の内容	○入居基準を緩和し、同性カップルでも入居できるようにします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	本年11月の都営住宅条例の改正により、都営住宅での同性カップルの入居が認められる見込みとなっている。また、区においてもパートナーシップ宣言等に関する条例制定に向けて取組を進めているところである。 これらの動きを踏まえ、同性カップルが区営住宅、高齢者住宅に入居できるよう区営住宅条例等を改正する。
	期間	令和4年度中
区民等の意見聴取	方法	なし
	時期	—
予算措置	内容	なし
	時期	—
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区営住宅条例、同規則、杉並区高齢者住宅条例、同規則
	内容	使用者の資格、同居の許可の条項に同性カップルの入居を可能とする改定をする。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部住宅課	
分類番号	Ⅲ-2-07	枝番号 ⑤
公約の内容	○都営住宅の新たな建設について、東京都にはたらきかけます。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	令和4年度～令和6年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	都営住宅については、区内での新築以外にも、建替時にはシルバーピアの増設について要望しています。最近では令和3年度に区内で20戸のシルバーピアが新設されました。 また、単身用住宅の確保のため、施設の状態や管理の状況などを確認の上、移管候補団地について検討し、単身住宅40戸を含む団地を東京都から令和6年度に移管を受ける予定です。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部建築課
------	----------

分類番号	Ⅲ-2-08	枝番号
公約の内容	○「脱法ハウス」など劣悪な居住環境の物件への規制を進めるとともに、健全なシェアハウスを育成するための条例を制定します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)		「脱法ハウス」など劣悪な居住環境の物件への指導等は適切に行っており、公約の趣旨等について区長に確認する必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	区民生活部産業振興センター	
分類番号	Ⅲ-2-09	枝番号
公約の内容	○零細業者や個人事業主が起業するアイデアを交流しながら起業の準備をできる地域センターを作ります。各種の工具、コピー機、印刷機、3Dプリンターなどを登録すれば格安で利用できるようにします。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	「区民等の意見聴取」に記載したとおり、区内で創業する事業者等に対するアンケート調査を実施して、ニーズや希望を把握する。その結果等を踏まえて、地域センターの必要性等を検討する。
	期間	令和4年10月～令和5年2月（アンケート）3月集計・分析
区民等の意見聴取	方法	①産業振興センターの商工相談窓口（創業支援資金融資相談等）でのアンケート調査（令和4年10月～令和5年2月） ②東京商工会議所杉並支部の創業相談窓口でのアンケート調査（令和4年10月～令和5年2月） ③産業振興センターによる創業支援セミナー参加者に対するアンケート調査（令和4年10月） ④西武信用金庫と区の共催による創業セミナー参加者に対するアンケート調査（令和5年2月） 以上①～④の調査結果は、令和5年3月に集計分析 ⑤施設再編整備計画に反映する場合、Ⅲ-3-01-1に記載のとおり、計画改定案に対するパブリックコメントを実施（令和5年度中）
	時期	令和4年10月～令和5年度中
予算措置	内容	検討段階では特に無し
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	新たに区立施設として整備する場合は、その設置根拠となる条例等の整備が必要
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】区立施設再編整備計画等 【内容】 今後の検討結果を踏まえ、区立施設再編整備計画等への反映を図る。
	時期	令和5年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部高齢者在宅支援課	
分類番号	Ⅲ-2-10	枝番号
公約の内容	○生活に困っている人がいないか地域を訪問しての聞き取り活動を強化します。お年寄りや障がいをもっている人は、なかなか区の窓口まで行くこともできません。窓口で待つ福祉だけではなく、「訪問する福祉」を実現します。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部管理課	
分類番号	Ⅲ-2-11	枝番号 ①
公約の内容	○区民の移動手段を向上させます。コミュニティバス「すぎ丸」は地域交通特に高齢者の大切な足です。「すぎ丸」は自転車と歩行者が中心の新しいまちづくりの中核にあり、「すぎ丸」の路線拡充をめざします。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	平成21～23年度に拡充は困難との検証済
	期間	令和5年度
区民等の意見聴取	方法	杉並区地域公共交通活性化協議会で区民等の意見聴取
	時期	令和5年度
予算措置	内容	杉並区地域公共交通活性化協議会での協議結果により、予算措置を実施するか判断する。
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	該当なし
	内容	該当なし
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区南北交通基本計画・杉並区地域公共交通計画 【内容】既存民間バス事業との路線競合を避ける。
	時期	令和5年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部管理課	
分類番号	Ⅲ-2-11	枝番号 ②
公約の内容	○区民の移動手段を向上させます。コミュニティバス「すぎ丸」は地域交通特に高齢者の大切な足です。「すぎ丸」は自転車と歩行者が中心の新しいまちづくりの中核にあり、「すぎ丸」の運賃の無償化をめざします。	
実現に向けた仕分け	区分 B	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	杉並区地域公共交通活性化協議会で協議
	期間	令和5年度
区民等の意見聴取	方法	杉並区地域公共交通活性化協議会で区民等の意見聴取
	時期	令和5年度
予算措置	内容	杉並区地域公共交通活性化協議会での協議結果により、予算措置を実施するか判断する。
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	該当なし
	内容	該当なし
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区南北交通基本計画・杉並区地域公共交通計画 【内容】杉並区地域公共交通活性化協議会での協議結果により、行政計画へ反映するか判断する。
	時期	令和5年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部介護保険課 高齢者在宅支援課	
分類番号	Ⅲ-2-12	枝番号
公約の内容	○外国籍の住民に対するあらゆる差別をなくすための行政を徹底します。あらゆる差別の撤廃条例を制定します。高齢者施設に同性婚や同性カップルが入居できない、または差別される現状を是正します。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部総務課
------	--------

分類番号	Ⅲ-2-12	枝番号 ①
公約の内容	○外国籍の住民に対するあらゆる差別をなくすための行政を徹底します。あらゆる差別の撤廃条例を制定します。	
実現に向けた仕分け	区分 D	すでに実施しているもの

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた 検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○住居への入居にあたっての不利益解消に向けては、杉並区居住支援協議会が実施している事業の拡充等で対応できると考えられるため、都市整備部住宅課において同協議会を構成する団体と引き続き情報共有、意見交換を実施していく必要がある。 ○年齢、性別、国籍等により生活上の不利益が生じた場合は、杉並区自治基本条例第3条に規定する人権尊重に関する基本理念に基づき、不利益が生じた制度の改善を具体的に検討していくこととする。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部総務課 区民生活部管理課 教育委員会事務局庶務課	
分類番号	Ⅲ-2-13	枝番号
公約の内容	○杉並区にある東京朝鮮第九初級学校と杉並区民との交流を促進し、区として必要な支援をおこないます。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、当該学校との関係においては、区職員の卒業式等の式典への出席や、学校行事開催時の協力、杉一小や馬橋小の保護者（おやじの会）との交流等といった関わりを持っているところである。 ・また、外国人学校に通学している児童・生徒の保護者負担軽減のための補助金の支給を通じて、当該学校に通学している児童の保護者に対する支援を実施している。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	杉並保健所生活衛生課 都市整備部みどり公園課	
分類番号	Ⅲ-2-14	枝番号
公約の内容	○飼育している動物にとって快適な環境での飼育が可能となるように行政としての支援をおこないます。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	区民生活部男女共同参画担当課	
分類番号	Ⅲ-2-15	枝番号
公約の内容	○同性でも事実婚カップルでも利用できるパートナーシップ条例を制定します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	（仮称）杉並区男女共同参画推進条例を制定し、これに根拠を置くパートナーシップ制度を創設することとして、担当課による検討・調整を実施。
	期間	令和5年4月の制度創設（条例制定は令和5年3月）に向けた検討・調整
区民等の意見聴取	方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 8月中に条例骨子素案及び制度素案をまとめ、区内の性的マイノリティ当事者団体（レインボーすぎなみの会、プライドグループ）の意見を聴取。 ② 上記①の意見聴取を踏まえ、10月中に必要な修正の上、条例骨子案及び制度案をまとめ、杉並区男女共同参画推進区民懇談会の意見聴取を経て、第4回定例会中の区民生活委員会に報告。 ③ 条例骨子案は、12月中にパブコメを実施。また、パブコメ期間中に条例骨子案及び制度案の区民説明会を開催して意見を聴取。
	時期	上記①～③に記載のとおり。
予算措置	内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 制度による証明書届出窓口（西棟2階の法律相談室を予定）の備品等経費 ② 制度案内パンフレットの作成経費 ③ 証明書発行経費 ④ 性的マイノリティ専門相談員（予約制）の委託等経費
	時期	令和5年度当初予算に計上。（①②については令和4年度予算流用または補正予算にて対応。）
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	（仮称）杉並区男女共同参画推進条例等
	内容	制度の根拠を置く条例のほか、必要な規則・要綱を整備。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 杉並区男女共同参画行動計画 【内容】 上位計画である杉並区総合計画等を含め、必要な改定を実施。
	時期	令和5年度中に改定。
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	東京都パートナーシップ宣誓制度（11月創設予定）との兼ね合いを考慮しつつ、区の制度で利用可能な事業・サービスについて、全庁的に検討・調整が必要。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部高齢者在宅支援課	
分類番号	Ⅲ-2-16	枝番号
公約の内容	○仮に認知症になっても高齢者が一人でも生きられる地域の福祉ネットワークを拡充します。区民が求めているのは、遠方でなじみのない土地での特別介護老人ホームに入居することではありません。杉並区の地域で、地域住民で助け合いながら生きられる福祉ネットワークをつくることは可能です。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	認知症の専門家のヒヤリングを実施し、認知症高齢者を支える福祉ネットワークに関する方向性を確認する。在宅医療推進連絡協議会認知症対策部会の意見を聴取するとともに、今年度の高齢者実態調査で認知症高齢者の実態を調査し、令和5年度に改定予定の高齢者保健福祉計画で必要な事業を計画化する。
	期間	令和4年度～5年度
区民等の意見聴取	方法	高齢者保健福祉計画の改定案について、区民意見を聴取する。在宅医療推進連絡協議会認知症対策部会の意見を聴取する。
	時期	令和4年度～5年度
予算措置	内容	高齢者保健福祉計画の事業に必要な経費
	時期	令和6年度当初予算
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 高齢者保健福祉計画 【内容】 認知症施策の充実
	時期	令和5年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部高齢者在宅支援課	
分類番号	Ⅲ-2-17	枝番号
公約の内容	<p>○補聴器購入費の助成制度をつくります。高齢者の多くが難聴となり、日常生活への不便やコミュニケーション困難による孤立化が大きな課題となっています。早い段階から補聴器を使用することが重要となりますが、補聴器が高額で購入することができない状況も発生しています。高齢者への補聴器購入費助成については、東京23区において、助成制度を創設する自治体が増え続けており、実施している区は14区、実施予定・検討中は3区、実施していない区は6区となっており、杉並区は実施していません。</p>	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区医師会との相談、調整（医師による証明書の作成依頼、証明書料のお願いなど） ・ 販売店（認定補聴器専門店）のヒアリング（助成上限額の決定に必要な情報収集） ・ 購入費用が、助成上限額以下の場合の本人負担の検討
	期間	・ 予算要求まで
区民等の意見聴取	方法	活用を予定している東京都の「高齢社会対策市町村包括補助事業」では、高齢者への補聴器支給に対する補助の考え方が示されているため、区民等への意見聴取は不要と考える。
	時期	
予算措置	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に実施している他区の状況から補聴器購入費の助成金は80,000円、対象人数は120人を想定し960万円＋事務経費 ・ 高齢社会対策市町村包括補助事業の補助率は1/2
	時期	令和5年度当初予算
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	杉並区高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱
	内容	<p>新規制定 都の補聴器支給等に対する考え方に基づき 対象者（年齢制限、所得制限により、対象者を限定） 助成対象（管理医療器としての補聴器、補助対象経費を明示） 事前申請（診断医を耳鼻咽喉科医に限定、聴力検査結果の記載等）</p>
行政計画への反映	計画名 内容	<p>【計画名】 【内容】</p>
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区医師会（補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など））との調整 ・ 販売店の選定等の調整

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部障害者施策課 介護保険課 高齢者在宅支援課
------	----------------------------

分類番号	Ⅲ-2-18	枝番号
公約の内容	○高齢者福祉と障がい者福祉の縦割りをなくし、総合的な地域ケア包括システムに発展させます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	介護保険事業所が障害福祉サービスを提供できるよう共生型サービス事業所を開設することを促進するため、庁内検討会（職員による内部検討組織）で新たな仕組みを検討し、開設促進事業として考え方をまとめる。
	期間	令和4年5月～9月
区民等の意見聴取	方法	○令和4年7月に介護保険事業者に対し障害者の受入意向の調査を実施するとともに、受入意向のある事業者や対象となる障害者の通所する施設等にヒアリングを実施する。 ○また、高齢、障害分野それぞれの支援者が地域でつながる座談会や、事業周知のための区民へのフォーラム等を開催する。
	時期	令和4年5月～令和5年3月
予算措置	内容	共生型サービスの開設等に当たり必要な経費を一定期間、介護保険事業所へ助成する。 ①職員研修など開設に係る経費、②障害者を受け入れるごとに必要な相談調整経費、③受入れ対応経費等
	時期	令和5年度当初予算
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部障害者施策課
------	-------------

分類番号	Ⅲ-2-19	枝番号
公約の内容	○知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者を隔てなく一貫して支援し、例えば移動支援については現在障がい者レベル1 までの支援をレベル2 まで拡大し、必要な人がサービスを利用できるようにします。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	<p>移動支援事業については、関係団体・事業者等からの意見を踏まえ、令和2年度に対象者の拡充や支給時間に関する運用方法の変更など事業の充実を図り、大きく改善しました。</p> <p>一方で、区内の多くの事業所において、人手不足のため当事者のニーズに十分対応できないという課題を抱えていることから、更なる利用拡大を進めていく場合には、移動支援事業の担い手である「ガイドヘルパー」の確保が必要不可欠となります。</p>

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部高齢者施策課 区民生活部地域施設担当	
分類番号	Ⅲ-2-20	枝番号
公約の内容	○ゆうゆう館の廃止をストップし、高齢者の交流の場を増やします。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	○これまで進めてきた「ゆうゆう館」の「コミュニティふらっと」への機能継承について検証を行ったうえで、今後の「ゆうゆう館」のあり方を含めた高齢者の交流の場の確保について検討を行う。
	期間	令和4年8月～令和5年7月
区民等の意見聴取	方法	○「ゆうゆう館」が「コミュニティふらっと」へ機能継承する考え方を改めて説明したうえで、「ゆうゆう館」を利用する高齢者（登録団体）や運営法人等からの意見聴取の実施 ○「コミュニティふらっと」を利用する高齢者（登録団体）への機能継承後の利用状況等に関する意見聴取の実施
	時期	令和4年8月～令和5年7月
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区立施設再編整備計画（第2期） 【内容】「ゆうゆう館」の課題と再編整備の方向性、具体的な取組、実施スケジュールの更新
	時期	今後の計画改定スケジュールに合わせて実施
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	○「ゆうゆう館」は保育園や児童館などとの併設が多いことから、併設施設の再編整備の考え方との調整を図りながら検討する必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部介護保険課	
分類番号	Ⅲ-2-21	枝番号
公約の内容	○福祉にたずさわる人の待遇を都や国と協力しつつ改善します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	介護職員一人当たり9,000円の賃上げについては令和4年10月から実施する。また、介護職員の家賃補助を含めた処遇改善については、都や国による財政支援の有無などに関する情報収集を行っていく。
	期間	令和4年7月～
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	介護職員一人当たり9,000円の賃上げを実施するものであり、令和4年10月から介護報酬が改定される。試算では実施に要する経費が4億円程度であるため、当初予算の範囲内で支出可能であり、補正予算の計上は不要と考える。
	時期	令和4年10月
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部国保年金課	
分類番号	Ⅲ-2-22	枝番号
公約の内容	○国民健康保険の高すぎる保険料の負担軽減を、東京都とも協力しながら進めます。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	①国民健康保険料率等については、算定の基礎となる国民健康保険事業費納付金の確定額が令和5年1月に示される。これに基づき算定する特別区統一保険料を分析し方針を決定する。 ②新型コロナで困窮する被保険者対応として、国の軽減対象基準に加え、令和4年度の区独自基準による軽減を検討する。
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	区独自基準による新型コロナ減免を行うためには、新たに一般会計からの繰出金の増が必要である。
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	国民健康保険料については、特別区統一保険料方式を採用している。そのため、令和5年度の統一保険料が上がり、そこから離脱する場合には、特別区区長会等で表明する必要がある。 区独自基準による新型コロナ減免を行う場合には、23区で他に例がないため、特別区区長会等（国保担当課長会）で説明する必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部杉並福祉事務所	
分類番号	Ⅲ-2-23	枝番号
公約の内容	○生活に困窮している人に生活保護制度の利用を促すため、積極的な広報をおこないません。「生活保護の申請は権利です」というポスターを作成し、生活保護申請書をホームページでダウンロードできるようにします（魚沼市の例）。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	申請書のダウンロード方式採用によるメリット・デメリットについては、他自治体の実施状況等も参考にしつつ、慎重に評価・検証することが必要です。ポスター作成・掲示については、一部会派からの要望に対し、区議会の場で区の考え方を答弁してきたことから、方針転換を図るに際しては様々な影響が予想されます。
	期間	令和4年度から令和5年度末まで
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	○実施状況調査にかかる旅費が必要となる可能性あり。 ○ダウンロード方式採用後は、職員人件費を多く見積もる必要あり（超過勤務時間の増大又は職員の増員への対応が必要）。
	時期	（実施する場合）令和6年度予算に反映
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	別紙のとおり。

Ⅲ-2-23 別紙

○相談者の資力や他制度活用の可能性を見極め、保護要件を確認するためには、面接相談員による十分な聞き取りが必要です。ダウンロード方式を採用した場合、申請書のみを窓口や郵送で提出する人が現れ、困窮度や真に必要なサポートを確認出来ないまま申請を受理することになり、調査不十分で保護の開始決定をせざるを得ないケースが発生します。その結果、資産等の調査結果により、非該当と判明した世帯の申請取下げや却下の事務処理が増え、ケースワーカーの超過勤務時間の増加や健康管理面への不安も増し、事務量増に伴う増員要求も見込まれるため、職員組合との意見交換が必要となります。

○23区では足立区のみ申請書をダウンロードできるようになっていますが、区民の利用はなく、生活保護は代理申請ができないにも関わらず行政書士が郵送で申請を行い、トラブルになっている事例もあります。福祉事務所においては、生活困窮者が特別な事情により窓口に来られない場合は、必要書類を郵送したり、病院や施設に出向き、相談を受けたりする場合があります。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部杉並福祉事務所	
分類番号	Ⅲ-2-24	枝番号 1
公約の内容	①生活保護の申請がなされたときに本人の意思に反した扶養照会はおこないません。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○ 区ではこれまでも、本人の意思に反した扶養照会は行っていません。必ず本人の意思を確認し、拒否が強い場合は時間を置き、改めて意思確認を行うなど、本人が了解するまでは扶養照会を保留しています。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部杉並福祉事務所
------	--------------

分類番号	Ⅲ-2-24	枝番号
		2

公約の内容	②「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養照会を行わないということをホームページにも明記します（足立区の例）。	
-------	--	--

実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	

区民等の意見聴取	方法	
	時期	

予算措置	内容	
	時期	

例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	

行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	

その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○ 生活保護法4条2項には、民法に定める扶養義務は、生活保護法による保護に優先して行われるものと規定されていることから、この『原則』を記載することなく、『例外』のみを記載することは、誤解を招く可能性があると考えます。
---------------------------------------	----	--

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部杉並福祉事務所	
分類番号	Ⅲ-2-25	枝番号
公約の内容	○住まいを失った人や失いかけている人に対しては、安定した住まいの確保を最優先とする「ハウジングファースト」の理念に則った支援をおこないます。	
実現に向けた仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	○住まいの確保は安定した生活の重要な基盤です。路上生活が長期に渡る方は依存症や疾病等の方が多く、自力で①健康管理や生活管理が可能か（日常生活自立）②社会の一員として生活可能か（社会的自立）③金銭管理が可能か（経済的自立）を見極める必要があります。そのため、生活自立度の客観的な見極めが必要な方については、一旦、指導員等が配置された自立支援センターや更生施設等への入所を勧めています。施設での生活実態等から自立した生活が可能と判断された場合は、可能な限り迅速に、アパートでの単身生活への移行を進めています。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部杉並福祉事務所	
分類番号	Ⅲ-2-26	枝番号
公約の内容	○ほんらい、生活保護を利用できる世帯の方が利用できていない状況は、区の責任でもあります。何が利用の障害になっているのか調査し改善します。区として街頭生活相談を実施します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	<p>○これまでも、生活困窮者を把握した納税課、国保年金課等の区の各課や、くらしのサポートステーション等の関係機関では、窓口配置している生活保護の案内パンフレットを手渡し、速やかに福祉事務所に相談するよう案内しています。</p> <p>○民生児童委員は、担当地域内で住民の相談や援助活動を行う中で生活困窮者を日常的に把握し、福祉事務所に相談するよう働きかけています。</p> <p>○街頭生活相談を実施する場合は、生活に困窮する事情を街頭で披歴することになり、相談者のプライバシーの確保が保障されないため、実施は困難です。</p>

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	中央図書館	
分類番号	Ⅲ-2-27	枝番号
公約の内容	○地域の文化交流の場としての図書館の充実をはかります。職員の正規比率を高め、民間委託を限定的にします。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	<p>①杉八小跡地に移転する高円寺図書館の運営形態 令和7年3月に杉八小跡地に移転開設する高円寺図書館（コミュニティふらっと及び公園との複合施設）の運営形態について、区職員による直営とするか指定管理者による一体的な施設運営とするか決定するため、それぞれの運営方法等について複合施設の所管職員（中央図書館、地域課、公園課職員）により検討する。</p> <p>②指定管理等による運営をしている地域図書館等の運営形態 区内13図書館のうち9図書館は指定管理者、1図書館は委託による運営を行っている。指定管理である永福図書館の契約期間は令和6年3月までであることから、中央図書館及び地域課職員により、同図書館の運営方法について評価・検証を行い、指定管理者による運営継続の可否について決定する。他の8図書館についても、永福図書館の検証を踏まえ、運営方法について決定する。</p>
	期間	令和5年6月までに
区民等の意見聴取	方法	利用者満足度調査（毎年度実施）及び図書館協議会（学識経験者・図書館関係者・公募区民等により構成）による評価により区民等の意見を聴取していく。
	時期	
予算措置	内容	—
	時期	—
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区立図書館条例
	内容	指定管理を廃止する場合は、関係規定を削除をする。
行政計画への反映	計画名 内容	<p>【計画名】杉並区区政経営改革推進計画 【内容】高円寺図書館の複合施設化による運営の見直し(移転改築に伴う複合施設化により、併設となるコミュニティふらっととの一体的な施設運営に向けて、効率的な管理運営方法について検討) 図書館の運営方法についての評価・検証を踏まえ、行政計画の修正等に反映する。</p>
	時期	高円寺図書館（複合施設）は令和7年3月開設予定
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	—

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	政策経営部財政課	
分類番号	Ⅲ-2-28	枝番号
公約の内容	○現区長の区政の下で引き上げられてしまった、区民施設の料金を抜本的に見直し、大幅に減額します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	使用料の見直しについては、今年度、令和3年度の決算数値による検証を行うこととなっているが、さらに他区等との料金比較等を行い、その均衡を踏まえた検証を実施する。
	期間	令和4年8月～令和4年10月
区民等の意見聴取	方法	本件については、区民等の意見を広く聴取する必要があるため、その実施方法については検討を行うこととする。
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	行政財産使用料条例など
	内容	杉並区行政財産使用料条例など、使用料（利用料金）の規定を有する条例の改正が必要（前回の改正時 条建てで10条例）
行政計画への反映	計画名 内容	
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	環境部環境課	
分類番号	Ⅲ-2-29	枝番号
公約の内容	○有資格者によるアスベスト含有を確認する事前調査が義務化されました。小さな事業者の負担を軽減し、アスベストの回収を徹底するために、事業者が調査費用、除去費用の区独自の助成制度を作ります。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	助成制度創設に向け、国・都助成金の条件である建築課保有のアスベスト調査台帳の整備状況や、他自治体の助成状況を確認しつつ、令和4年度から運用開始した事前調査報告システムへの報告件数や規模等の確認、及びアスベスト除去費用の調査等を行う。その上で、新たな助成に関する対象者や対象建築物、助成金額等、助成制度の検討等を行う。
	期間	令和5年度
区民等の意見聴取	方法	同趣旨の予算要望等提出されている業界団体からの意見聴取を行う。
	時期	5年度
予算措置	内容	未定
	時期	6年度当初予算
例規等の整備 <small>(条例・規則・要綱など)</small>	題名	仮称「杉並区アスベスト調査除去費用助成要綱」
	内容	○新規制定 ・ 助成対象者、対象建築物、対象建材、対象調査及び対象工事の条件設定 ・ 助成費用の区負担率、上限設定 ・ 必要書類、手続き方法
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画、環境基本計画、 【内容】アスベスト調査除去費用助成制度創設
	時期	令和5年度（調査・研究・検討）、令和6年度以降実施
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>(ex. 国・都等との調整など)</small>	内容	・ 国、都補助金の活用にあたり国費概算要望等の調整を行う。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	区民生活部課税課	
分類番号	Ⅲ-2-30	枝番号
公約の内容	○中小事業者やフリーランサーに課題な負担を課するインボイス制度の導入中止を国に働きかけます。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	重要課題等説明の際、区長から、「既にインボイス制度導入に係る法律が制定されていることや参議院選挙の結果を踏まえ、今後の対応を検討したい」旨の発言があったことを踏まえ、改めて区長の考えを確認の上、対応を図る。 なお、国への働きかけは、第3回定例会前に行う必要がある。
	期間	令和4年8月
区民等の意見聴取	方法	国へ働きかけるに当たっては、区内最大の産業経済団体である東京商工会議所杉並支部等の意見を聴取した上で、その内容を検討する。
	時期	令和4年8月
予算措置	内容	なし
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	なし
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】なし 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	現在、区議会に対し、「4陳情第15号 消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情」が提出（未審査）されている。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部障害者生活支援課	
分類番号	Ⅲ-2-31	枝番号 1
公約の内容	①区民施設に手話通訳をつけて丁寧なユニバーサルアクセスを実現します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	○障害当事者団体（杉並区聴覚障害者協会・杉並区中途失聴難聴者の会）及び杉並区手話通訳者連絡会との実現に向けての検討 ○手話通訳者養成講習会及び通訳者の業務内容の検証と実現に向けての課題整理。 ○ICT活用による「遠隔手話」の検討
	期間	令和3年度から検討中。今年度9月または年度末に方針決定。
区民等の意見聴取	方法	○令和3年度から遠隔手話導入の検討を開始しているが、当事者団体と手話通訳者の連携が取れていない状況にある。 ○現在、区施設に配置されている手話通訳者からの実態把握のための情報収集を行う。 ○障害当事者の遠隔手話通訳利用状況に関する意見聴取を行う。
	時期	①令和4年度7月～9月 ②9月～12月
予算措置	内容	○手話通訳者の区施設への配置増に伴う報酬額の増加 ○遠隔手話導入による端末購入予算及び専門事業者への委託料 ※当事者等の要望により増減する。
	時期	令和5年度予算または令和5年度補正予算
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部障害者生活支援課	
分類番号	Ⅲ-2-31	枝番号 2
公約の内容	②区民施設に音声案内をつけて丁寧なユニバーサルアクセスを実現します。	
実現に向けた 仕分け	区分	すでに実施しているもの
	D	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた 検証・検討等	方法	○既に区立施設の改修時等の際には視覚障害者当事者の要望を取り入れて音声案内、点字表示等の設備などユニバーサルアクセスの実現を目指している。 ○より安全な施設利用については「同行援護」の利用や施設職員、そして区民などの人的支援が重要と考えている。
	期間	
区民等の意見聴取	方法	○杉並区視覚障害者協会会長の区への第一の要望は「同行援護による代読・代筆」であり、音声案内設置の工事予算より優先されるとの意見があり。 ○スマホのよるGPS案内の講習会を視覚障害者会館で8月に開催される。
	時期	令和4年7月
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	